

税理士 大城 真徳

プロフィール

昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

新企画スタート：第9回

「知って得する・ためになる」

税務トピック!

この時期になると気になる「税務調査」について

～税務調査における注意事項とチェックポイント～

毎年、9月からの3ヶ月間が、1年間のなかでも税務調査が活発に行われる時期だと言われています。そこで今回は、税務調査の受け方のポイントを紹介します。

1・なぜ、納税者は税務調査を受けなければならないのか

憲法第30条(納税の義務)に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と明記されています。その義務を果たす為に、国民は自主的に計算・確定した申告を行います。そして、国はその計算・確定した申告が正しいかどうかを確認する為に税務調査を行うのです。これは税法で定められたものであり、質問への虚偽の答弁や、調査の妨げをした場合には、一年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。

2・税務署から電話で事前通知を受けた場合の対応

① 調査担当者の所属部門等の確認。

例えば「〇〇税務署の法人課税部門の△△△△(フルネーム)」などと名前まで正確に聞きます。

② 調査の理由や調査対象期間、日程、人数、調査場所、来社時間などの確認。

※ 関与税理士がいる場合には、「税理士の都合を聞いて折り返し連絡します」などと回答しておいて下さい。

3・調査当日に調査官が来社した場合の対応

- ① 相手の身分を確認する。
- ② 調査の目的を確認する。
- ③ 調査の合間での雑談は慎重に。
- ④ 不明瞭な点は調べて後日回答するようにする。
- ⑤ 書類は必要なもの及び要求のあったものを提示する。
- ⑥ 帳簿などの貸出しをする場合には、必ず預かり証をもらう。
- ⑦ 調査のときは必ずメモをとる。

調査官の質問・問題点の指摘などは、後日の参考の為に、メモしておきましょう。



4・税務調査のチェックポイント

税務調査の項目は、業態等によって異なりますが、典型的なチェックポイントをいくつかあげておきます。

- ① 交際費を会議費、福利厚生費、旅費交通費などの名目で経理処理していないか?
- ② 赤字経営だからといって、消費税の納付や源泉所得税の徴収が疎かになっていないか?
- ③ 契約書等に課税される印紙税は、適正に納付処理されているか?
- ④ 取締役や監査役の報酬等は、その職務内容に見合ったものか? また、総会・取締役会の決議等は適法に行われているか?
- ⑤ 消耗品費には、棚卸資産となる貯蔵品が含まれていないか?

税務調査は企業経営上避けて通れないものです。日々の経理処理を適正に行うとともに、税務調査ではあわてず冷静沈着に対応しましょう。

とんとん! 業績アップ! ととんとん「儲かる」にこだわる税理士事務所
 **大城真徳税理士事務所**

〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
 TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

< 税務支援 >
 ○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
 < 経営支援 >
 ○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
 ○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハソコン会計支援
 ○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←... □「税務トピック!」がメルマガにありました□